

平成30年1月5日

【照会先】

福岡労働局職業安定部職業対策課

課長 竹之下 敏 英

課長 補佐 岡 正 則

障害者雇用担当官 古 里 憲 児

(電話) 092-434-9807

医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業 新たに2医療機関と協定を締結

1 モデル事業実施の趣旨・目的

平成30年4月からの精神障害者の法定雇用率の算定基礎の対象への追加を踏まえて、精神障害者の就労支援策を充実・強化することが求められており、精神科医療機関との連携体制を構築することが必要です。

このため、福岡労働局は、福岡中央公共職業安定所と医療機関（医療法人 泯江堂 油山病院、医療法人社団 桜珠会 可也病院、医療法人 光陽会 伊都の丘病院）との間で平成28年5月30日に協定を締結し、精神障害者に対する就労支援を実施しています。

更に、平成29年10月24日には、新たに以下の2医療機関と協定を締結し、就労支援を開始しました。

【連携先医療機関】

- ① 医療法人 なかにわメンタルクリニック
- ② 医療法人 ストレスケア 義村クリニック

2 モデル事業の実施内容

精神科医療機関の就労支援プログラム等を利用して就職を希望する障害者に対して、医療機関とハローワークの担当者が中心となって就労支援チームを結成し、就職から就職後の定着支援まで継続した支援を下記のとおり実施します。【別添資料参照】

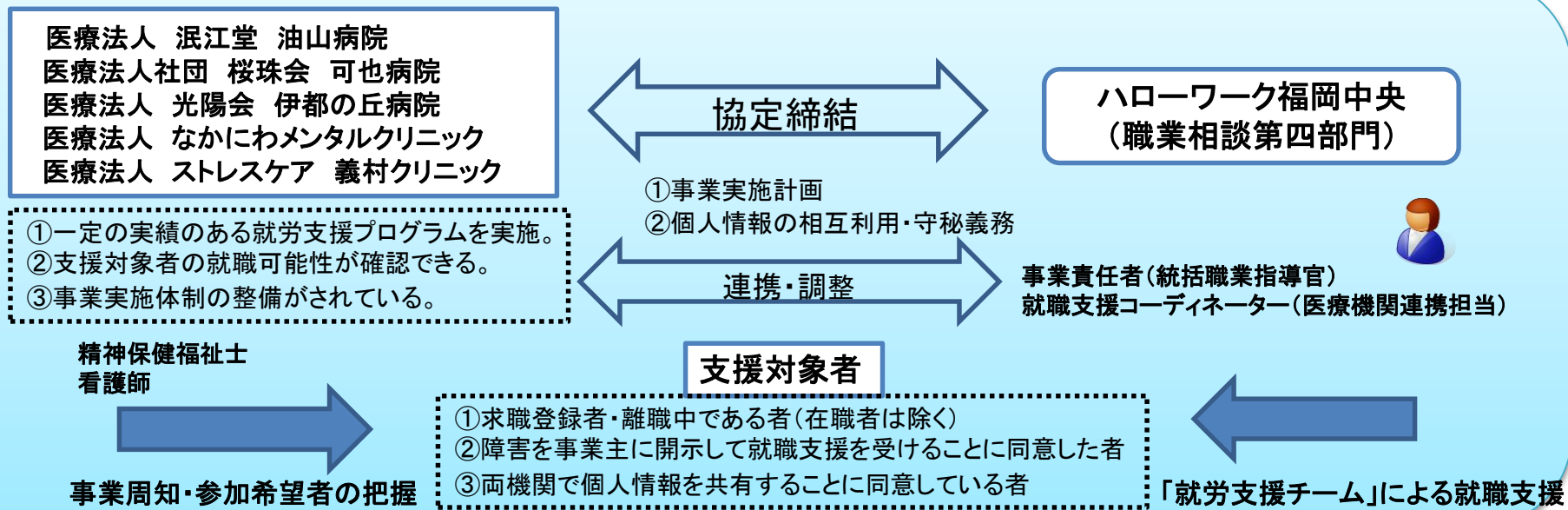
- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練のあっせん等
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 医療機関とハローワークの担当者によるケース会議の開催
- (4) 就職後の職場定着支援の実施

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ① 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ② 職場見学や職場実習の機会の積極的な提供
 - ③ 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ④ 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施